



認定NPO取得に向けて

まだまだ新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない今日この頃ですが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

新年度も感染予防に努めながら通常通り業務を実施しており、相談件数も受任件数も予定どおり順調に推移しています。ただ、グループホームや施設入所の方への訪問は制限がかかっており、思うようにいかないのは昨年度と同様で、もどかしい限りです。

さて、当法人は設立3年目を迎え、関係機関への周知ができてきたのか、相談支援事業所からの問い合わせや地域包括支援センターからの相談が時折入るようになりました。ただ、順調といえども3月末現在の受任件数は15件ですので、財政的には苦しい戦いが続いています。今年度は管理費にも支出できる助成金（横浜市社協から100万円）が決定し、少し安心しておりますが、今後はボランティアで働く事務局スタッフに対しても給与の支払いを検討していかなければならず、財政面の強化が喫緊の課題となっています。

当法人の主要事業である後見受任を進めていくのはもちろんのことですが、担当者の育成、普及啓発活動、利用者の余暇活動支援など後見事務以外の活動を充実させてこそ質の良い後見事務となることから、後見事業以外の収入の強化を図ることが重要です。その収入の一つに寄付金が挙げられます。寄付を受け取ることは、収入が増えるという点で後見活動の質を高めていきますので、今年度は標題に示したとおり、認定NPO取得に向けて準備を進めていく予定です。

認定NPOを取得するメリットは①社会的信用の獲得、②寄付控除の適用があるため寄付を促しやすい、③法人税等の負担軽減などがあり、結果的に組織運営の継続性を確保することができます。また、寄付者の数（賛助会員含む）が年平均100名以上であることなど、認定を得るには厳しい基準があり、このことが理事及びスタッフの意識向上や責任感を高める結果につながると考えます。

会員・賛助会員の皆様には「法人運営の継続とより良い後見の実施」という目標をご理解いただき、引き続きご支援をお願い致します。

現在の受任状況

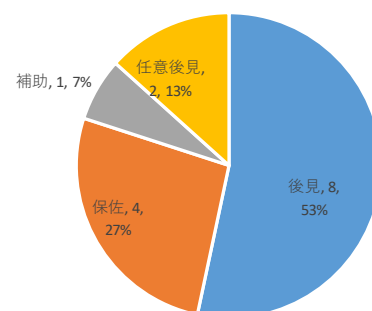
2021年3月末現在、法人の受任は全15件となりました。類型別では後見8件、保佐4件、補助1件、任意後見（発効）2件となっています。障害別では、知的障がいの方が11名と受任のほとんどを占めています。

相談は発足以降、累計71件となりました。関係機関からの紹介で来所される方や研修会に参加して下さった方が後日相談に来られるケースが多くなっています。

〈類型別〉

類型別受任状況

後見	保佐	補助	任意後見	合計
8	4	1	2	15



〈事務所住所〉

〒227-0051
横浜市鶴見区鶴見中央3丁目
21番9号東建シティハイツ鶴見中央202号
電話 045-717-6662
FAX 045-717-6668
E-mail turumi@npo-tunagu.org

親なき後の住まいについて

親なき後の住まい

令和2年版障害者白書の推計によると、知的障がいのある18歳以上の方の約86%は在宅、約14%の方が施設で生活しています。そして、在宅で暮らしておられる方の多くは親との同居です。

80歳以上の方の健康については個人差が大き一概に述べることはできませんが、親が体調を崩すと、これまで親を中心に成り立っていた生活が瞬く間に崩れてしまうことになるのです。親自身が動かれなくなったとき、障がいのある本人がどこに住むか(住むことができるのか)は重大な問題です。住まいについては、様々なことを想定し、親が80代に差し掛かる前から検討する必要があるといえます。

住まいの選択肢

では、現状では、障がいのある方の住まいについて、どのような選択肢が用意されているのでしょうか。障がい者の住まいとして挙げられるのは、障がい者の入所施設、グループホーム(以下GHと略す)、公営の障害者向け賃貸住宅、民間賃貸住宅など、ケア付きの住まいに限れば、GHと入所施設しかありません。問題は入所定員とGHでケアできる障害の範囲です。定員については、例えば鶴見区には18歳以上の愛の手帳保持者が1,421人であるにもかかわらず、GHは11か所(185名定員)、障害者支援施設は1か所(60名定員)、重症心身障害者施設1か所(40名定員)に留まっており、不足しているのが現状です。精神障がいのある方も加えると、障害者総合支援法に基づいて給付される住まいの数は少ないのが現状です。

横浜市第4期障害者プランを読むと、GHは令和3年度から5年度まで、毎年200人ずつ定員を増やしていくようですが、横浜市全体で愛の手帳所持者数は毎年2000人程度増加していますし、精神保健福祉手帳所持者は5年間で1万人増えていますので、増加率を考えると福祉施策における住まいの確保は十分とはいえません。なお、入所施設については地域移行が基本指針であるため、増やす予定は立っていません。

また、手厚い医療ケアが必要な方や全面的な介護が必要な方が入居できるGHは限られています。横浜市障害者プランでは、今後も進むとみられる障がい者の高齢化・重度化のニーズを課題とし、『住宅セーフティネット制度』(障害者が民間賃貸住宅への入居をやすくする仕組み)や横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化するとしています。

この計画に期待しつつ、同時に、望ましい住まいについて、現場から提案し続けることも重要であると考えています。

研究の目的

親なきあとの住まいの問題は、古くて新しい課題です。そこで、障がいのある方を対象にした新しい住まい方を提案している施設の見学、関係者との意見交換、事例調査を通して、これからの親なき後の住まいのあり方を提案することを目的に、今年度は研究事業を実施することになりました。幸い、研究費として日本社会福祉弘済会の助成金を受け取ることができましたので、活かしたいと思います。

調査方法

まずはグループホームを中心とする先進的な取り組みがみられる施設の見学を予定しています。例えば、今年4月にオープンした川崎市の複合「ふくふく」です。また、今年3月に開設した重度障がい者対応GH(定員17名)Life Design つむぎ(武蔵野市)にも見学に行きたいと考えています。見学した施設は、報告会や研修会を通して会員の皆様と共有していきます。

また、見学の傍ら、施設を運営する社会福祉法人の方から住まいに関する現状と課題を教えてもらったり、不動産事業者をお招きして話を伺ったりするなど、外部講師による勉強会も予定しています。

見学はCOVID-19感染拡大の状況次第ですが、7月から10月の実施を予定しています。講師をお呼びしての調査は7月から12月までにと考えています。

多様な住まいを地域に

重要なことは馴染み深い生活圏にGHをはじめ、多様な住宅の選択肢が増えることであると考えます。それこそ地域移行であり、親とも気軽に会えないような遠方の住まいはいくら立派な設備であっても、いざ入居するとなれば相当な決断が必要です。送り出す親の生活圏も考慮した住まいの確保ができればよいと思います。ですから、この住まいの研究では、鶴見区という地域を想定しながら、多様な住まいのモデルを提案していきます。



2020年度 つるみけんたろうカフェの報告

はじめに

障がいのあるお子さんをお持ちのご家族を対象とした「つるみけんたろうカフェ」をつなぐ事務所、区社協団体交流室、ハーモニーとよおか地域交流室をお借りして、5回実施しました。

コロナ感染が急拡大する中、消毒・換気などに気を付け、ソーシャルディスタンスにも配慮して、3密を避けるようにして行いました。

笑ってヨガ

7月17日(金)7名、12月4日(金)6名に実施しました。講師は紙谷由紀子氏でした。

最初は、皆さん緊張しているようでしたが、少しずつ表情が明るくなっていくのがわかり、簡単で楽しいヨガでした。

○笑いヨガ ○顔ヨガ ○椅子に座ってできる簡単なほぐしヨガ

知っておこう介護保険

9月17日(木)7名に実施しました。講師は特定非営利活動法人あしほ理事長田淵弘美氏。介護保険制度のしくみ、サービス利用の手順、サービスの種類と費用などの簡単な説明と事例を交えたお話がありました。今回は、介護保険の基本的なお話でしたが、簡潔にまとめてくださり、参加者の皆さまからも体験談や、質問がたくさん出ました。少人数の研修会なので、疑問に思うことはすぐに質問できました。

かかりつけの安心を

10月15日(木)7名に実施しました。講師は薬剤師志村好江氏でした。

かかりつけ薬剤師を持つメリットや、かかりつけ薬

局の役割などの説明と、具体事例を交えたお話がありました。コロナ禍で、障がいがある方を取り巻く薬事情には共感することも多く、参加者の皆さまからも体験談や、質問がたくさん出ていました。



歌って脳トレ

11月18日(水)6名に実施しました。講師は音楽療法士前中郁氏。

唱歌などの懐かしい歌を、手を動かしたり、トーンチャイムを分担して鳴らしたりしながら、歌いました。考えながら歌うので、最初は緊張していましたが、曲が進んでいくにつれ、皆さん笑顔になり、楽しそうでした。

マスクを着用して歌い、気になる方は、フェイスシールドも着用して歌いました。



寄付者の皆様

岡本美知子様
西田ちゆき
氏田照子様
齋藤聡子様
海の会 久間様
足田和子様
小田五世様
細田清子様

三好真貴様
根岸 大様
宮本豊子様

ありがとう
ございます



賛助会員募集と寄付のお願い

◎ 賛助会員を募集しています

個人会員 1口 3,000円
団体会員 1口 5,000円



◎ 寄付金を募集しています
賛助会員、寄付者には機関誌つなぐを送付いたします。
事務局までご連絡ください。

2021年度に向けて

一総会のご報告

はじめに

皆様のご協力を得て、2021年度の定期総会を無事終えることができました。審議された今年度の事業計画も満場一致で承認されましたのでご報告申し上げます。

今年度の事業計画は次のとおりです。

事業活動方針

昨年度は、事務所環境の整備と事務局体制の強化を図り、受任件数を一気に14件まで増やすことができました。事務所環境は充実してきましたが、増加し続ける受任依頼等のニーズに対応していくためには、更なる事務局体制の強化と担当者の養成を重点課題として取り組みます。

さらに、今年度は広く多くの方々から指示される団体として認知されていくよう認定NPO法人の取得を目指します。認定NPO法人は税制面でより高い優遇措置を受けることができますが、そのためには客観的な基準において高い公益性を有することが重要となるため、法人運営においても適切に行われるよう研修等を重ねてまいります。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、家族会や障がい者施設等を訪問する機会がありませんでしたが、成年後見制度の周知活動の機会を増やしていきます。また、つなぐのパンフレットでも謳っている親なき後のワンストップ相談の実施に向けて、「親なき後のあんしんガイド」を利用し親なき後の相談を充実させていきます。

また、けんたろうカフェを継続し、障がいのある子をもつ親御さんの集いの場を提供していき、引き続き相談しやすい環境づくりに努めます。賛助会員を募り多くの方々へ支持される団体を目指します。

今年度の内部研修予定

- 4月 相続税 小田五世氏(税理士)
- 5月 消費者被害 熊澤美香氏(弁護士)
- 6月 法テラス 渡辺 翔太氏(弁護士)
- 7月 障がい者の住まい 斉藤達之氏(大樹)
- 8月 担当者養成研修
- 9月 家族信託橋本将史氏(UNIBEST)
- 10月 死後事務 熊谷美江子氏(つばさ)
- 11月 在宅ケア 溝田涼子氏(萌)
- 12月 ケース検討会

事業内容

特定非営利活動に係る事業

(1)成年後見に関する普及啓発、相談、利用支援、申立支援等に係る事業

・内容 成年後見制度の普及・啓発に関する研修会等への講師派遣、利用に関する相談支援

(2)成年後見人等の法人受任に係る事業

・内容 当事者・家族・関係諸機関への法人周知、広報活動、研修、成年後見人等の法人受任

(3)障がいのある方の親なき後に係る相談、任意後見、委任契約、遺言、家族信託等に係る事業

(4)地域包括ケアシステムに係る事業

・内容 地域の高齢者(障がい者の親を含む)に対する居場所・交流の場の提供

後見制度利用のすすめ

成年後見制度を利用するメリットは、親御さんが元気なうちに実感することは少ないかもしれませんが、入退院など、緊急事態が生じたとき、後見人がいることの安心を感じていただけたと思います。

急性期病院に入院すると、入院したその日に、退院先について話があります。病状により、住んでいたグループホームに戻れるかどうか保証がないにもかかわらずです。それは後見人でもプレッシャーを感じます。

また、大病院だと入退院の手続きに院内を走り回らなければなりませんし、治療・看護の同意書記入等、同じような書類にサインし続けなければならないのです。

このところ、入退院される方が相次いでいます。病気という不安な時こそ、寄り添う他人(成年後見人)がいる心強さは何にも代えがたいと思います。

【編集後記】

新型コロナウイルスのワクチン接種が開始され、少し先が見えてきました。今は世間に軟禁されている気分ですが、どうか皆様も希望をもってお過ごしいただければと思います。(西田ちゆき)